

社会福祉法人 鶴寿会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 鶴寿会の理事、監事並びに評議員（以下「役員等」という）及びその他の法人役職等の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については職責・勤務実績応じて報酬を支給する。ただし職員を兼務する役員等に対しては報酬を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、職責および勤務実績に応じた報酬を支給する。

(役員報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、別表第1号に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等については、職責・業務内容および勤務実績に応じて理事長が決定する。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会および評議員会または監事監査等に参加する場合、旅費を支給する。ただし、役員等が職員である場合には、これを支給しない。

2、当該旅費の金額は、一律 5,000 円とする。

(北薩地域以外については距離に応じて別途支給する)

3、役員等が法人業務のために出張したときは、その費用の実費を弁償する。

4、前項の費用弁償の額は社会福祉法人鶴寿会役員旅費規程並びに旅費規程に定める。

(改正)

第5条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は平成 30 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は令和 3 年 6 月 9 日より施行する。

この規程は令和 6 年 3 月 25 日より施行する。

別表第1号 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
常 勤 理 事 (理事長)	月額 500,000 円